

ゴミの不法投棄は「犯罪」になるのに、まだまだ多いなあ～

この「ゴミ」を不法投棄した人は、どんな人だろう。



☆ ゴミの不法投棄については、「犯罪」となることは皆さんご存知のことと思います。

悪質な不法投棄には、最大で5年以下の懲役、1千万円以下の罰金が課せられます。

しかし、ゴミの不法投棄は無くならないのが現状で、投棄の方法も巧妙になってきております。



誰も見ていないよなあ～

道では、空からの監視もしています。

☆ だれも見ていないから、山奥だから見つからないだろう、川ならいいだろうとは思っていませんか。

現に積丹町内で警察の摘発までは至らなかったものの、ウニ殻・家具・家電製品・タイヤなどを投棄して指導を受けた例も何件かありました。（※名前の特定は、思いがけないところから……）

山奥まで車を使い、燃料を使い、きまづい思いをし、犯罪者となる危険の可能性を背負ってまで、「ゴミの不法投棄」をするよりも、

…… 適正に処理した方が、全体として処理料金などの負担が軽く済むと思いませんか！

積丹町住民福祉課